

広島県告示第四百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃止年月日
阪神調剤薬局東広島店	東広島市黒瀬町檜原二四三番地九	令和七年二月二八日
訪問看護ステーションぬくもり	東広島市八本松町飯田五二五番地三	令和七年一月三一日
鼻岡内科医院	廿日市市宮内一丁目一〇番二〇号	令和七年二月二八日
もみじ薬局 戸河内店	山県郡安芸太田町戸河内八一三番地七	令和七年二月二八日